

企画提案仕様書

1 業務名称

恭仁宮活用整備内容検討支援業務

2 目的

かつて日本の首都であり墾田永年私財法が発布された国指定史跡「恭仁宮」について、全国の皆様に広く知り触れていただくとともに、府南部地域振興の拠点となるための魅力ある整備内容を「恭仁宮活用整備検討協議会」（以下、検討協議会という。）で検討するにあたり、その円滑な検討を支援する業務を委託する。

※以下、京都府とは、検討協議会の事務局としての京都府を意味する。

3 契約期間

契約締結日～ 令和6年3月31日

4 委託予定額の上限

8,000,000円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

地中に埋もれ一見して理解し難い史跡自体の魅力を様々な表現方法でわかりやすく効果的に表現していくといった観点や、恭仁宮や府南部地域の魅力を効果的に発信し多くの人がこの地域に集まるといった観点を踏まえた検討協議会での円滑な検討を支援するため、次の業務を委託する。

(1-1) 全国の民間事業者に対するアイデアヒアリングの企画・実施支援

事業発案段階サウンディングとして、京都府と、恭仁宮に関連性の高いと考えられる事業者や研究機関が、恭仁宮の魅力を効果的に伝える表現方法や導入施設・機能などについて対話を通して幅広く意見交換を行うアイデアヒアリングの企画及び実施支援を行う。

(1-2) 地元の主要関係団体等に対するアイデアヒアリングの企画・実施支援

各主要関係団体等に対する、アイデアヒアリングの企画及び実施支援を行う。
主要関係団体には、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構や観光団体等を含む。

(1-3) 上記により得られたアイデアの整理や事業性の検討

アイデアヒアリングによって得られた内容を、内容の魅力度、事業性、正しい歴史理解の促進などの観点を踏まえて検討し、活用整備内容の全体案を京都府に随時提案する。

なお、事業性の検討に当たっては、VFMの算定や費用便益分析までは想定していない。

(2) 地域の歴史文化・観光拠点化に向けた検討

恭仁宮が、活用整備後に相楽地域を中心とする府南部地域全体の「歴史文化・観光拠点」となり、地域全体の活性化に寄与している具体的なイメージ案を作成し、京都府に随時提案する。

作成に当たっては、地域の既存の歴史、地域振興施策に関する情報をもとに、現在充実（不足）している内容や、強み（弱み）などを分析し、ポストコロナ社会における新しい旅行者の価値観も踏まえた内容とする。

(3) (1)、(2)を踏まえた検討成果報告書の作成

年度末までに検討成果報告書を作成し、概要版100部及び詳細版20部を提出する。

また、検討協議会（年4回程度）での配布や、その他の目的のため、年度途中で、途中経過をまとめた資料の作成を依頼することがある。

なお、アイデアヒアリングの途中経過に関することは、遅くとも夏に開催予定の検討協議会で議論する予定である。

6 留意事項

(1) 実施姿勢

恭仁宮の活用整備は、様々で魅力的な表現方法の導入や、地域全体の歴史文化・観光の拠点化により、史跡が広域的なまちづくりに寄与するという全国の先進的なモデルづくりを目指すものと捉え、受託者は企画力と創造力をもって業務を実施する。

(2) 業務の遂行に関する提案

検討協議会の運営やアイデアヒアリングの実施は、原則として京都府が責任者として行うが、受託者は、検討協議会の運営方法や、アイデアヒアリングの相手方候補の選定や実施方法、実施回数などについて、京都府に積極的に提案する。

(3) 検討協議会の運営

検討協議会の会場設営や進行などの運営に関することは、本業務に含まない。

(4) 機密の保持

受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務中に知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

(5) その他

契約書及びこの仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者が受託者と協議して決定する。

7 企画提案書の作成要領

(1) 各提案項目共通事項

ア 企画提案書は所定の様式を用いて提案項目ごとに1枚ずつ作成し、それぞれA4版縦、横書きとする。

イ 1枚に書き切れない場合は、複数枚での作成も認める。

ウ 文書を補完するための写真、イラストなどの使用は可とする。

(2) 提案項目ごとの留意事項

提案項目① アイデアヒアリングの実施能力

ア 評価内容

「地元主要団体、事業者、研究機関等とのアイデアヒアリングを円滑に進めるための実施方法を具体的に提案できるか。」

イ 記入方法

アイデアを引き出しやすい前提条件の整理をどのように行っていくか、ヒアリングの相手方選定、ヒアリングの実施方法（原則としてクローズ型を想定）、実施時期、実施回数など、必要と考えられる戦略を提案すること。

提案項目② 分析能力

ア 評価内容

「アイデアに対する事業性検討や、地域全体の歴史文化・観光の拠点化に向けた観光マーケティングの実施方法を具体的に提案できるか。」

イ 記入方法

事業性検討や観光マーケティングについて、根拠を持って検討する能力、検討体制、検討方法などを提案すること。

なお、地域全体の歴史文化・観光の拠点化における「地域全体」の想定範囲は、原則として木津川市、笠置町、和束町、南山城村を中心とした京都府南部地域のことを指すが、歴史文化・経済上の関係性から、近隣府県全体の拠点となる提案もあり得る。

提案項目③ 企画力

ア 評価内容

「恭仁宮の魅力に関する表現方法や、地域全体の歴史文化・観光の拠点化に対して、現時点で魅力的な内容の企画提案ができるか。」

イ 記入方法

仮設の課題（別紙）に対して、企画提案すること。

なお、仮設の課題（別紙）は、あくまでも今回の業者選定用に仮で設定した条件であり、実際の恭仁宮の状況とは異なる。

(別紙) 提案項目③に対する仮設の課題

活用整備を検討している面積は35haあるとします。(史跡指定地内30ha、史跡指定地外5ha)

その上で、地中に埋もれ一見して理解し難い史跡自体の魅力を様々な表現方法でわかりやすく効果的に表現していくといった観点や、恭仁宮や府南部地域の魅力を効果的に発信し多くの人がこの地域に集まるといった観点を踏まえて、現時点で恭仁宮活用整備の内容を提案してください。

ただし、今回の提案では、施設の配置位置の是非など、設計に関することは評価において考慮しません。

【留意事項】

ア 以下の例示も参考にしつつ、これにとらわれることなく、創造性ある企画提案をしてください。

イ 提案者が必要と考える施設は設置されるものと仮定して、企画提案書を作成してください。ここに例示がない施設の設置も提案可能であり、ここに例示がある施設の一部を設置しない提案も可能です。

また、施設の必要な規模についても、提案者が任意に判断してください。

ウ 史跡指定地内では、重量が大きく恭仁宮の正しい歴史理解の妨げとなる常設施設の配置が難しいことが文化財保護法の基本的な考え方ですが、適切な対策により、重量が小さく正しい歴史理解に資する常設施設や、仮設施設を設置できる可能性もあることから、現時点では、幅広く提案してください。

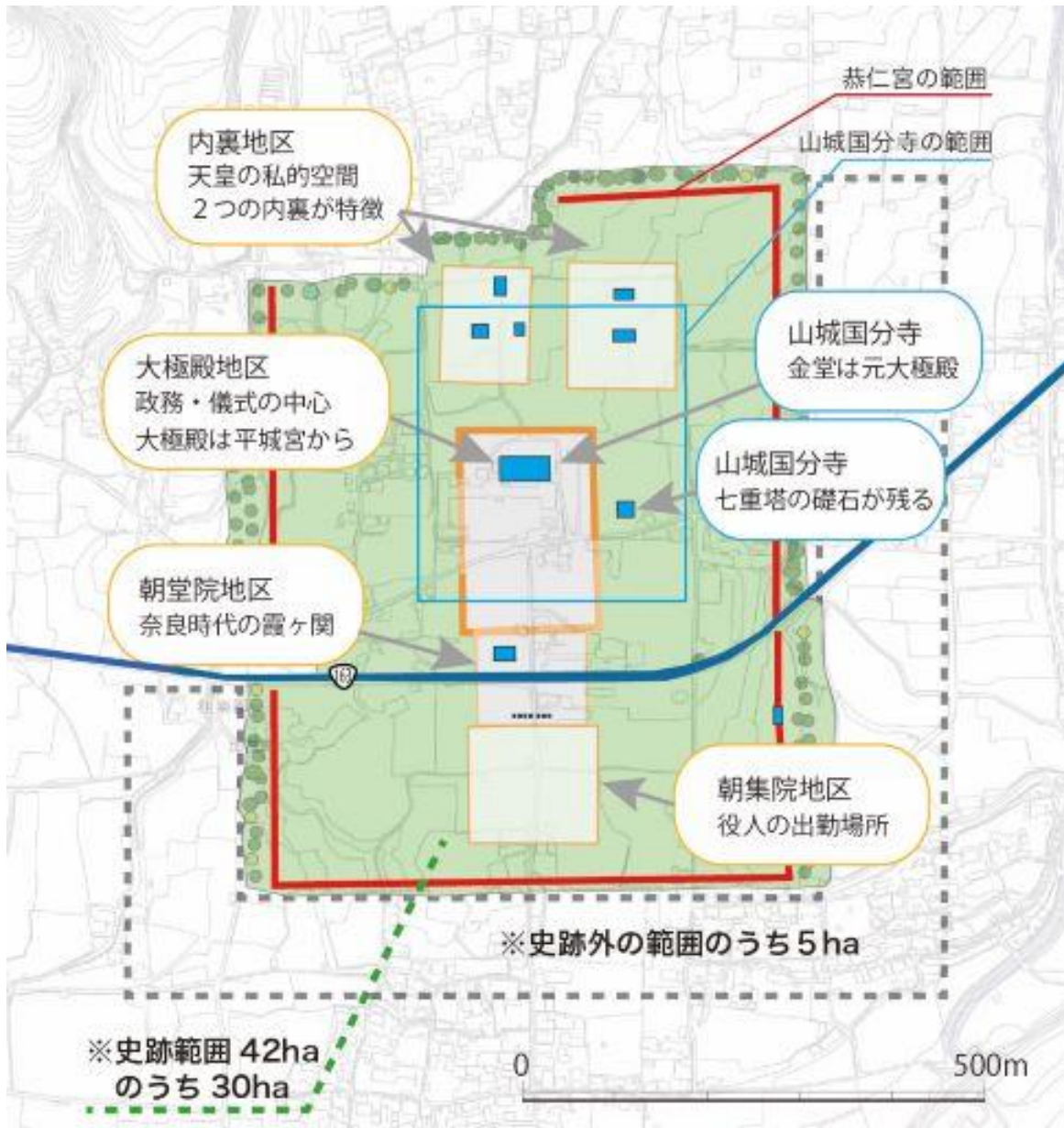
施設の例示	史跡内	史跡外
駐車場・二次交通の拠点(バスなど)	△	○
恭仁宮の歴史を紹介する屋内・屋外ガイダンス施設・付帯設備	○	○
恭仁宮調査研究センター	○	○
山城地域の歴史を紹介する屋内・屋外ガイダンス施設・付帯設備	×	○
広域観光案内屋内拠点(恭仁宮と関連性が深い場合は△)	△又は×	○
飲食・物販・宿泊・子供向け屋内遊戯施設 (恭仁宮と関連性が深い場合は△)	△又は×	○

ソフトの例示	史跡内	史跡外
考古学体験(地中探査、発掘、接合、解読、分析、発表)、壱田永年私財法体験、和同開珎体験、木津川水運体験、歴史探究講座、万葉集講座、地場産品マルシェ、アート、アニメ、ゲーム、VR、高速通信回線やMaaSを活用したサービス、教育旅行	○	○

(○：可能、△：やむを得ない場合に可能、×：不可能)

くにきゅう
国指定史跡恭仁宮跡（山城国分寺跡）

- 天平12（740）年聖武天皇によって平城京から遷都
- 大極殿は平城宮から解体して現物を移築
- 「墾田永年私財法」や「国分寺建立の詔」など重要な施策が発布
- わずか3年3箇月で難波宮へ遷都される
- 廃都後は、山城国分寺として、大極殿を国分寺の金堂として使用し、七重塔を建設



(注) この範囲図は、あくまでも今回の業者選定に係る仮設の課題のイメージ図として作成したものであり、大まかな史跡指定範囲を示す赤線以外の情報（30ha、5haという面積やその範囲）は全く仮設の条件設定であり、実際の土地利用とは何ら関係ありません。